

保存期間	3年（令和8年12月31日まで）
有効期間	3年（令和8年12月31日まで）

福 警 総 第 9 5 4 号

令 和 5 年 1 1 月 2 9 日

各部長

殿

各所属長

警察本部長

保有個人情報の取扱いを伴う事務の委託について（通達）

保有個人情報の取扱いを伴う事務を外部に委託するに当たっては、「保有個人情報の取扱いを伴う事務の委託について（通達）」（令和5年3月31日付け、福警総第346号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度、委託先に対する監督の強化を図るため「保有個人情報取扱特記事項」の一部改正を行い、下記のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、「福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」（平成18年福岡県警察本部訓令第7号。以下「訓令」という。）第15条の規定に基づき、保有個人情報等（訓令第2条に規定する保有個人情報等をいう。）の取扱いを伴う事務の委託に関し、保有個人情報（訓令第2条に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）に係る必要な措置について定めるものとする。

2 保有個人情報の取扱いを伴う事務の委託

個人情報管理者（訓令第5条第1項に規定する個人情報管理者をいう。以下同じ。）が行う事務の委託の契約に当たっては、別紙1の「保有個人情報の取扱いを伴う事務の委託に係る指針」に基づき、別記「保有個人情報取扱特記事項」に示す内容を委託する事務に応じて契約書に記載し、保有個人情報の適切な取扱いを確保するものとする。

なお、個人情報管理者が委託契約の類型ごとに特記すべき事項は、別紙2の「委託契約上の

措置例（類型別）」を参考とするものとする。

主務課係名	総務課情報公開室情報公開係	電話番号	2 1 4 5
	会計課出納係		2 2 4 3

保有個人情報の取扱いを伴う事務の委託に係る指針

1 趣旨

この指針は、福岡県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が保有する保有個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合において、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うため、訓令第 15 条第 2 項の保有個人情報の適切な管理のための必要な事項について定めるものである。

2 指針の対象となる委託

この指針の対象となる委託契約は、保有個人情報を取り扱う事務又は事業の全部若しくは一部を実施機関以外の者に依頼する契約の全てとする。一般に委託契約と呼ばれるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等の契約を含み、また、収納の委託等の公法上の委託を含む。

3 委託に当たっての留意事項

- (1) 委託先の選定に当たっては、別記「保有個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守できる者を慎重に選定すること。
- (2) 契約内容に保有個人情報に関する特記事項があること、及び法第 66 条第 2 項において準用される同条第 1 項の規定及び番号利用法第 11 条の規定により、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じる義務があることを、入札案内書又は仕様書に記載するなど確実な方法により、入札に当たっては入札前に、随意契約に当たっては見積書を徴するときまでに、相手方に周知すること。
- (3) 委託事務を処理させるために委託先に提供する保有個人情報は、当該保有個人情報の利用目的の範囲内とすること。

4 契約事務に当たっての措置

委託に係る契約に当たっては、契約書に次の記載例により受託者が特記事項を遵守すべき旨を記載するものとする。ただし、契約書に特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。なお、契約書を作成しないときには、特記事項を書面にて取り交わすものとする。

（保有個人情報の保護）

第〇条 受託者は、この契約による事務を処理するための保有個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

5 契約事務の遂行に当たっての留意事項

個人情報管理者は、特記事項中委託者の承諾を必要とする事項について受託者から協議があったときは、必要な事項を記載し、又は添付した書面の提出を求めなければならない。この場合において、個人情報管理者は、委託業務の目的を達成するため必要かつやむを得ないと認められ、かつ、次に掲げる事項の全てを満たす場合を除き、承諾してはならない。

なお、受託者から協議のあった次に掲げる事項について、書面により許諾する場合には、保有個人情報の適切な管理のために、必要な条件を付して承諾するものとする。

(1) 契約の目的以外に、第三者提供する場合の協議

ア 受託者又は第三者が不正な利益を得るために提供するものではないと認められること。

イ 提供する保有個人情報の範囲が特定され、及びその範囲が必要かつ最小限であると認められること。

ウ 提供を受ける第三者が契約に定める保有個人情報の利用目的以外の目的のために利用しないと認められ、かつ、利用後、廃棄、返還等の措置が確実に講じられると認められること。

エ その他保有個人情報に関し、第三者の安全管理措置が講じられていると認められること。

(2) 複写及び複製に関する協議

ア 複写又は複製する保有個人情報の範囲が特定され、及びその範囲が当該保有個人情報の利用目的の範囲内と認められること。

イ 複写又は複製した保有個人情報を、契約に定める当該保有個人情報の利用目的以外の目的に利用しないと認められること。

ウ 複写又は複製後、当該保有個人情報の廃棄、返還等の措置が確実に講じられると認められること。

エ その他保有個人情報の保護に関し、安全管理措置が講じられていると認められること。

(3) 再委託に関する協議

ア 受託者が再委託先に対し、3の(2)と同様の内容を周知し、特記事項と同等の義務を課していることと認められ、かつ、これらを証する書類が個人情報管理者に提出されていること。

イ 再委託を行う事務の範囲及び再委託先に引き渡す保有個人情報の範囲が特定され、及びその範囲が当該保有個人情報の利用目的の範囲内であると認められること。

ウ 再委託先に引き渡した保有個人情報廃棄、返還等の措置が確実に、かつ、適切に講じられると認められること。

エ 再委託により事故が発生した場合の責任の所在が明確にされていること。

オ やむを得ないと認められる場合を除き、再々委託が禁止されていること。

カ その他再委託に係る保有個人情報の保護に関し、安全管理措置が講じられていると認められること。

6 公の施設を管理させる場合の措置等

この指針は、法第66条第2項第2号及び番号利用法第11条の規定により、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合において、当該公の施設の管理業務に伴って取り扱うこととなる保有個人情報の安全管理措置について準用する。

別記

保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、委託者が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第2 受託者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 受託者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

(作業場所等の特定)

第3 受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。

(秘密の保持)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(持出しの禁止)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、委託者から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されている

ものを含む。以下「記録媒体」という。)を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体(以下「保有個人情報等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 受託者は、委託者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 受託者は、委託者から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 受託者は、上記のほか、委託者から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置

二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定(台数管理、盗難防止措置を含む。)、バックアップ記録の作成 ほか

三 不正アクセス防止プログラム等の導入(最新化)をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保

四 その他部外者、第三者による閲覧(窃取)防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 受託者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 受託者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、委託者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第14 受託者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて委託者に報告し、委託者の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 受託者は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、委託者に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 受託者は、第1項の事案が発生した場合であって、委託者から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、委託者の指示に従うこと。

(調査)

第15 委託者は、受託者に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

(指示及び報告)

第16 委託者は、必要に応じ、受託者に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 受託者は、委託者から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、委託者に報告するものとする。

(運搬)

第18 受託者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 委託者は、受託者が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 前記特記事項中第1、第2、第4、第11から第14まで及び第19に掲げる事項については、必須事項（契約書中に別に定めがある場合を除く。）であるが、その他委託事務の実態に即して、適宜必要事項を追加し、又は不要な項目を省略することができる。
- 2 「保有個人情報の秘匿性等その内容」には、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、特定個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る性質・程度等が含まれる。

委託契約上の措置例（類型別）

別記「保有個人情報取扱特記事項」の各事項に関し、委託契約の類型ごとに特記すべき事項は、以下のとおりである。

なお、これらの類型はあくまで参考であり、実際の契約に当たっては、委託契約の実態に即し、必要な事項を追加し、及び不要な事項を削除するなどして、委託事務に係る個人情報の適切な取扱いが確保されるようにすること。

類型 1 警察本部長が保有する個人情報（記録媒体に記録されている場合を含む。以下「保有個人情報」という。）を受託者に提供してその処理を行わせるもの

例：電算計算機へのデータ入力の実務委託、定期健康診断業務の実務委託等

類型 2 警察本部長は保有個人情報を引き渡さないが、委託事務の性質上、受託者において個人情報を取り扱うことが予定されているもの

例：アンケート調査、大会・研修会等の運営(参加者等の個人情報の取扱いを伴うもの)等

類型 3 委託事務の性質からは、特に個人情報を取り扱うことは予定されていないが、受託者が事務の執行に当たって、個人情報を取り扱うことがあり得るもの

例：システム等の保守点検・開発業務（専ら試験的に個人情報を取り扱う場合は含まない。）等

類型 4 警察本部長の施設の管理運営を委託することに伴って、当該施設の利用者等の保有個人情報の取扱いが生じるもの

例：公園、体育施設、県営住宅、社会福祉施設等の管理運営等

なお、公の施設の管理業務において保有個人情報の取扱いを伴う場合には前記「6 公の施設を管理させる場合の措置等」により、適切な対応を図る必要がある。

措 置 項 目	類型 1	類型 2	類型 3	類型 4
第 1 基本的事項	○	○	○	○
第 2 管理及び実施体制	○	○	○	○
第 3 作業場所等の特定	○	○	—	○
第 4 秘密の保持	○	○	○	○

第5 収集の制限	△	○	—	○
第6 持出しの禁止	○	○	—	○
第7 複写及び複製の禁止	○	—	—	—
第8 利用及び提供の制限	○	○	—	○
第9 廃棄等	○	○	—	○
第10 情報システムにおける安全管理措置	○	○	—	○
第11 従事者への研修	○	○	○	○
第12 再委託の禁止	○	○	○	○
第13 資料等の返還	○	○	○	○
第14 事故報告	○	○	○	○
第15 調査	○	○	△	○
第16 指示及び報告	○	○	△	○
第17 取扱記録の作成	△	△	△	△
第18 運搬	△	△	△	△
第19 契約解除及び損害賠償	○	○	○	○

注 この表において、「○」は原則として規定すべき事項を、「△」は必要に応じ規定すべき事項を、「—」は該当しない事項を示す。